

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年3月7日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院
理事長 森 裕二

1 入札に付する事項

(1) 入札（業務）件名

総合環境衛生管理業務契約

(2) 業務内容

- I 別紙1及び本件仕様書等に基づき、衛生害虫のモニタリング及び駆除業務を実施すること。なお、業務結果を把握及び分析した後、報告書を速やかに発注者へ提出するものとし、衛生上において欠陥が見受けられる又は予測される場合は直ちに報告すること。
- II 歩行昆虫・飛翔昆虫・そ族用トラップの設置・回収場所及び捕虫器のブラックライト交換等のメンテナンス場所は、別図1（注1）から別図3（注1）に基づくものとする。
- III 上記トラップ及び捕虫器で捕獲した衛生害虫はすべてモニタリング等を行うこと。なお、次に示す項目は捕獲数（0から）を含めること。

【全館対象歩行昆虫用トラップ】

クロゴキブリ・チャバネゴキブリ・チョウバエ・ムカデ等

【地階・7階厨房対象歩行昆虫用トラップ】

ユスリカ・チョウバエ・クロバネキノコバエ・タマバエ・ノミバエ・ショウジョウバエ・他ハエ目・ハネカクシ・ヒメマルカツオブシムシ・シバンムシ科・ヒメマキムシ類・ゴミムシ類・他甲虫目・ウンカ、ヨコバイ類・アブラムシ、キジラミ類・他カメムシ目・ノシメマダラメイガ・他チョウ目・コバチ・アリ類・他ハチ目・クロゴキブリ・チャバネゴキブリ・チャタテムシ・バッタ・ハサミムシ・シミ・トビムシ・クモ目・ダニ目・ゲジ目・ムカデ・ヤスデ・ワラジムシ類等

【捕虫器】

カ・ユスリカ・ヌカカ・ガガンボ・チョウバエ・クロバネキノコバエ・ニセケバエ・タマバエ・ノミバエ・ショウジョウバエ・ハヤトビバエ・トゲハネバエ・ハマベバエ・クロコバエ・クロバエ、ニクバエ、イエバエ・他ハエ目・ハネカクシ・ヒメマルカツオブシムシ・シバンムシ科・ゴミムシ類・他甲虫目・ウンカ、ヨコバイ類・アブラムシ、キジラミ類・他カメムシ目・ノシメマダラメイガ・他チョウ目・コバチ・アリ類・他ハチ目・クロゴキブリ・チャタテムシ・トビケラ、カワゲラ、カゲロウ・アミメカゲロウ・アザミウマ等

【そ族】

ハツカネズミ・クマネズミ・ドブネズミ等

IV ムカデ等不快害虫駆除の場所は、別図4（注1）に基づくものとする。

V 上記第2項及び第4項について、それぞれに示す場所は目安とし、より効果的な場所がある場合は臨機応変に変更すること。なお、追加が生じた場合は各種類において5%までは無償にて対

応すること。

VI 発注者より部分的な衛生害虫（ムカデ・ハチ・アリ等）の発生又は消毒の依頼に関する連絡があったときは即時対応を基本とし、長くとも依頼から翌日（休祝日となる場合は翌平日）の17時15分までには何らかの対応又は現場調査を行うこと。なお、対象となる場所は本件履行場所及び別図5（注1）の看護専門学校、学生寮、職員宿舎（おひさま保育所を除く）及び体育館を含む敷地内とする。

VII 本件業務履行状況について、発注者担当者により抜き打ち調査を行うものとする。なお、その調査結果、受注者の定期及び個別報告書、並びに発注者が別に目視で捕獲状況等を確認した内容にそれぞれ著しい相違があった場合、本件契約を打ち切る場合がある。

VIII 受注者は、上記第7項の理由により本件契約を打ち切る又は変更することとなった場合に生じる一切の費用を負担するものとする。

注1) 資料は本件公告資料受取り時に配布する。

(3) 作業における要件

I 作業時間は原則として8時30分から17時15分とする。ただし、7階厨房の消毒作業は16時から、地階厨房の消毒作業は17時15分から、ムカデ等不快害虫駆除は土曜・日曜・祝日にそれぞれ行うこと。また、作業の都合上やむを得ない場合又は上記の時間以外が好ましいと考えられる場合は、発注者担当者と協議し最適な時間帯に業務を行うものとする。

II 本件において生じた廃棄物は、受注者の責任の下、すべて廃棄を行うこと。なお、廃棄物処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき分別解体及び特定建設資材の再資源化について適切な処置を行う他、地域の条件及び環境に配慮し適切に行うこと。

(4) 注意事項

I 活線作業を禁ずる。活線作業が必要な作業には、予め発注者へ報告し承諾を得ること。

II 何らかにより火気若しくは煙を伴う作業を行うときは、事前に発注者担当者の承認を得た上、作業開始前に同者へ連絡すること。

(5) 作業以外における要件

I 履行場所及び病院敷地内全てにおいて禁煙とする。

II 受注者は業務の遂行にあたり、医療施設としての特殊性を十分認識し、この仕様に示されない事象であっても、業務の性質上当然と思われる措置等は実施すること。

(6) 資格事項

10年以内に2年以上連続して本件と同等以上の管理業務を行った実績を有すること。

(7) 提出資料等

I 作業プランを本件の入札公告及び入札説明書に記載する確認資料の受領期限までに、資料の提出又は口頭説明を行い、発注者担当者の承諾を得ること。

(図面等は、病院内での閲覧とすること。)

II スケジュールを本件の入札公告及び入札説明書に記載する確認資料の受領期限までに資料の提出を行うこと。

III 「4 業務内容 (5)及び(6)」の追加並びに突発的な費用について、本件入札執行時に見積書並びに内訳書を提出すること。(※)

IV 「8 資格事項」について、本件落札者は内容の証明ができる証明書等を、発注者が定める期

日までに提出を行うこと。

V 本件落札者は、入札執行後に入札金額の内訳書（見積書）を提出すること。

※例年、本件仕様外の業務（突発的な案件）を委託することが多い。「4 業務内容 (5)及び(6)」に関する見積書及び内訳書を事前に徴取することで、費用を明確化する。なお、落札者が提出した費用が各業務に対して明らかに妥当性を欠いていると見做した場合、本件仕様外における同業務を他社へ依頼する場合がある。（発注者における最近の同様の案件を参考とし、大きな乖離がある場合は妥当性を欠いているものとする。）

(8) 疑義決定

仕様書外及び仕様書各項目の解釈については協議のもととする。

(9) 契約期間

令和10年3月31日までとする。

(10) 履行場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院（おひさま保育所含む）

(11) 入札方法

一般競争入札

2 入札及び開札執行の日時と場所

(1) 日時

令和7年3月21日（金曜日）午前10時00分

(2) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院3階会議室

3 落札者の決定方法

地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（以下「実施規程」という。）に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内であり、仕様書等で指定する品質、機能等の基準を全て満たしている提案をした入札者のうち、最低の価格を提示した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、その者を除き当該契約に係る入札を再入札とすることがある。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

実施規程第36条第1項に規定するとおりとする。ただし、実施規程第39条第1項に規定する

いずれかに該当する者は、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 実施規程第7条第1項に規定する徳島県の入札参加資格者名簿に登載されている者、又は同条第2項の規定によって新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。
- (2) 実施規程第8条の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札しようとする調達機器等の仕様及び工事業務等に必要な資格等を証明する書類(詳細は仕様書等による。)を5の(5)に示すとおりに提出ができる者であること。
- (4) 本件入札に参加しようとする者は、5の(1)及び(3)に該当する資格を証明する書類を提出し審査の結果「適合」と認められた者であること。
- (5) 5の(4)に関する確認資料の受領期限、提出場所及び方法
 - I 受領期限
令和7年3月13日(木曜日)午後4時必着
 - II 提出先
9の(4)のIに示す場所
 - III 提出方法
持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。)

6 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - I 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - II 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - III 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - IV 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - V 入札書に記名押印がないとき。
 - VI 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - VII 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - VIII その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

7 入札又は開札の中止による損害に関する事項

いかなる場合においても、入札参加者もしくはその代理人が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人又は落札者となった者が負担する。

8 落札の無効

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。
- (2) 落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

9 その他の事項

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨を、契約書に明記する。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 仕様書及び入札説明書の交付

I 交付場所

郵便番号：772-8503

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088-683-0011（内線番号 1385）

F A X：088-683-1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

II 交付期間

令和7年3月7日（金曜日）から令和7年3月13日（木曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

(5) 入札に係る質疑

I 質疑の問い合わせ先

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088-683-0011（内線番号 1385）

F A X：088-683-1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

様式は法人の準備したもの。

II 受付期間

令和7年3月7日（木曜日）から令和7年3月13日（木曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒772-8503 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

担 当：地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局施設整備企画課

(入札担当：中野、大谷)

T E L：088-683-0011 (内線番号 1385)

F A X：088-683-1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

以上